

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

磯浜古墳群^{いそはまこふんぐん}は、3世紀後半～4世紀代を中心として約140～150年にわたり築造された、日下ヶ塚古墳^{ひさげづか}・車塚古墳^{くるまづか}・姫塚古墳^{ひめづか}・坊主山古墳^{ぼちやのやま}・五本松古墳^{ごほんまつ}・五本松下古墳^{ごほんまつした}の、現状で6基が確認されている古墳群である。関東平野北東部の那珂川・涸沼水系河口部と太平洋の外洋とに挟まれた独立した東西約400m、南北約400mの規模を持つ、標高約25～27mの台地上に位置する。

磯浜古墳群は、江戸時代後期文化4(1807)年に成立する、水戸藩の学者小宮山楓軒の『水府志料』の「琵琶塚」「ヒサゴ塚」を初出とするから、200年以上の研究史が蓄積されてきた。江戸末期の『磯濱誌』などに詳しく、昭和戦前期に至る多数の文献に断片的に登場する。

しかし本格的にその歴史的な評価が定まるのは、昭和24年8月の國學院大學の大場磐雄博士による、常陸鏡塚^{ひたちかがみづか}と名付けて進められた、日下ヶ塚古墳の主体部を対象とした発掘調査を通してであろう。この時の発掘調査により、長大な粘土槨と共に、精巧に作られた初期の石製模造品などが出土するなど、ヤマト王権との関わりの中で、東国において古墳文化を受容した様子が分かる代表的な古墳として、新聞報道されると共に、埋葬施設の全容が明らかとなった稀有な前期古墳として戦後の考古学研究の中で別格の存在感を持つことになる。昭和28年7月には、「日下ヶ塚」と「車塚」として、それぞれ単独で茨城県の指定史跡となっているのは、この評価があったためと言える。

昭和29年8月、車塚古墳の墳丘が農林省から大洗町に払い下げられ、昭和33年2月には日下ヶ塚古墳の墳丘が個人から大洗町に寄付され、県指定地の町有地化が進む。しかし昭和40年代前半頃になると、宅地化や耕作による墳丘裾部の削平が進行したため、特に車塚古墳は、町教育委員会が主体となり、昭和45年12月測量調査を実施して、翌年3月には墳丘を取り囲むように外柵を廻らして保護策を講じた。

しかし、日下ヶ塚古墳周濠部の個人所有の休耕地を中心に、竹や篠竹の繁茂が著しく、町では、造園業者に委託して両古墳墳丘の除草は重ねたものの、適正な管理としては抜本的な解決策とはならなかった。平成14年3月、江戸後期に書かれた『磯濱志』の記録に基づき、日下ヶ塚古墳南方の篠山から望洋館跡^{ぼうようかんあと}・磯浜海防陣屋跡^{いそはまかいぼうじんやあと}の遺構が発見されたのを契機として、平成15～23年度、町教育委員会や地元の歴史愛好家団体である大洗町歴史と自然を楽しむ会による篠竹やモウソウチクの伐開作業が進み、日下ヶ塚・車塚両古墳の墳丘・周濠とも、平成23年度中には環境整備がほぼ終了した。

上記の保護の機運の高まりを受けて、古墳群の性格を明らかとするべく、平成21～24年度には、町教育委員会が姫塚古墳・車塚古墳・日下ヶ塚古墳の測量調査、及び範囲確認調査を実施した。その結果判明した古墳の年代・規模・構造などの評価について、令和元年7月、総括調査報告書として取りまとめた。同じタイミングで3墳の墳丘・周濠部に関わる土地全25筆の地権者から国史跡の同意を集め、令和2年3月、磯浜古墳群として国の史跡指定を受けた。今まで未指定であった姫塚古墳全体を国指定地とすると

もに、日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠部のほとんど、車塚古墳の墳丘のほとんどと周濠部の一部が将来にわたり残されることとなったもので、史跡の保護としては大きな成果を上げることができたと言って良い。

令和2年7月22日には、指定地全体の管理団体として大洗町が指定されている。令和3年5月には、国指定地の内、民有地20筆の用地取得へ向けた、指定地内外の未確定な境界確認測量調査が始まっており、令和4年3月に取りまとめられている。

他方で、指定時には性格が定まらず指定の対象からは除外した坊主山古墳については、令和2年1～3月に測量調査、その成果を受けて同年7～11月に範囲確認調査を実施してきた。

第2節 計画の経緯

大洗町教育委員会では、これまでの磯浜古墳群を取り巻く沿革を踏まえ、磯浜古墳群の適切な保存活用の方法を検討するため、文化庁の指導のもと、令和3年度に磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例を制定し、委員会を発足させ、各分野の専門家より計画の基本的事項及び素案策定を調査、研究及び審議いただくこととした。委員会は令和3～5年度に全5回開催し、令和5年度中に『史跡 磯浜古墳群保存活用計画』を策定するものである。

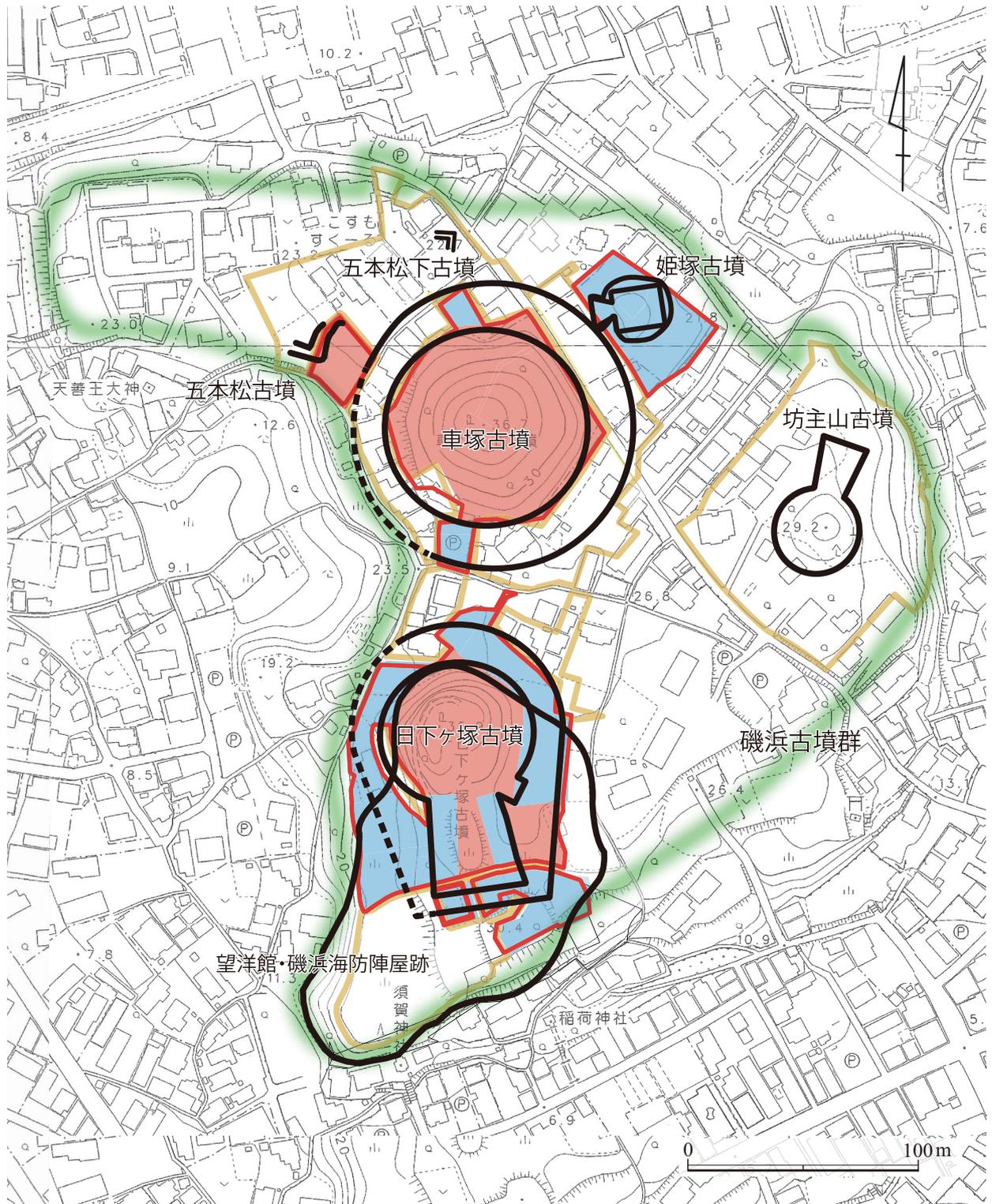
第3節 計画の目的

磯浜古墳群は一部の土地について国指定史跡となり、用地取得へ向けた境界測量なども行われるには至ったが、上記のとおり昭和40年代前半に墳丘裾部や周濠部を中心とした削平を受けてきた経緯があり、保存面を見ていくと、宅地化の波の中で未指定地を中心に未だに解決していない問題が少なくない。坊主山古墳のようにまったく指定地に入っていない古墳もある。このような現状の中で、観光や地域振興、学校教育や生涯学習など、地域資源として、学びの場としての活用が期待されているのも事実である。

以上のように、歴史的価値が評価され、将来にわたり残されることが決定している、大切な歴史資源である磯浜古墳群について、管理団体である大洗町が、現状と課題を見据えた上で適正な保存・活用を図るため、本質的な価値及び構成要素、範囲などを明らかにし、その方針を定めるものである。

第4節 本計画の対象範囲

本計画では、磯浜古墳群の核となるエリアで史跡指定を受けている範囲(図1-1 史跡指定地)、磯浜古墳群の一部を含むが指定されていない筆の範囲(図1-1 今後保護を要する範囲)、磯浜古墳群、及び望洋館跡・磯浜海防陣屋跡の周知の埋蔵文化財包蔵地内で遺構が埋没している可能性がある範囲(図1-1 計画範囲)を主な対象範囲とし、保存活用上必要と考えられる駐車場や駐車場から指定地までの歩行ルート、アクセス道路等についても視野に入れて検討を行うこととする。



- | | | | | | |
|---|---------|---|---------------------------------------|---|-----------------------|
|  | 史跡指定地 |  | 今後保護を要する範囲
(指定地外だが古墳や海防陣屋跡の一部を含む筆) |  | 計画範囲
(磯浜古墳群の遺跡の範囲) |
|  | 町有地/神社地 |  | 各古墳の墳丘・周濠、磯浜海防陣屋跡の範囲 | | |
|  | 民有地 | | | | |

図1-1 計画対象範囲

第5節 委員会の設置・経緯

令和3年9月大洗町議会で議決(令和3年9月8日条例第17号)され、同年10月1日に施行された「大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例」に基づき、磯浜古墳群保存活用計画策定委員会を設置し、審議を進めた。

大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例は、下記の通りである。

大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例

(目的)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条第1項の規定により指定された史跡磯浜古墳群の本質的な価値及びその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図る磯浜古墳群保存活用計画(以下「計画」という。)を策定するため、大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、研究及び審議を行い、その結果を教育委員会に建議する。

- (1) 計画の基本的事項及び素案策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財主管課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

磯浜古墳群保存活用計画策定委員会の名簿(委員・指導助言者・事務局)は、下記の通りである。委員は、条例第3条の規定に従い、15名以内、13名(令和3年度13名、令和4・5年度12名)で組織し、学識経験者・地域代表・関係行政機関の職員に委嘱した。学識経験者は史跡の性格を考慮し、考古学や近世史より選んだが、保存活用計画の策定に熟知し、史跡整備に携わった経験者を含めた。地域代表では、史跡を取り巻く情勢を考慮し、歴史的、文化的専門性を持った人材の他、観光に繋げる専門性を考慮した。関係行政機関の職員も、史跡の活用面を共有する狙いから、まちづくり・観光部局に入ってもらった。結果的には、歴史的価値や史跡整備等の方向性を幅広い視座から検討する学識経験者と共に、地域の合意形成の場、活用に関わる意見交換の場を兼ねる委員会となっている。文化財保護法第129条の7の規定に従い、史跡磯浜古墳群の管理団体である大洗町の求めに応じ、史跡保存活用計画の作成に関し、文化庁文化財第二課職員及び茨城県教育庁文化課職員より、必要な指導または助言を受けた。事務局は、大洗町教育委員会生涯学習課埋蔵文化財係(令和3年度)・同文化財係(令和4・5年度)であり、資料や会議録の作成などの一部の業務は、応用地質株式会社(令和3年度)・有限会社歴史環境研究所(令和4年度)へ委託して実施した。

委員(委員長・副委員長を含む)

1. 委員長 広瀬 和雄 学識経験者(考古学) 国立歴史民俗博物館名誉教授
2. 副委員長 郡司 丈児 学識経験者(近世史) 大洗町文化財保護審議会長
3. 委員 若狭 徹 学識経験者(考古学) 明治大学文学部教授
4. 委員 田中 裕 学識経験者(考古学) 茨城大学人文社会科学部教授
5. 委員 菊地 芳朗 学識経験者(考古学) 福島大学行政政策学類教授
6. 委員 大里 明 地域代表(観光) (一社)大洗観光協会長
7. 委員 江口 文子 地域代表(歴史) 大洗町の歴史と自然を楽しむ会長
8. 委員 小野瀬敦子 地域代表(歴史) 大洗博覧会実行委員会
9. 委員 飯田 英樹 地域代表(文化) 磯灘子会代表
10. 委員 栗原 敬太 地域代表(文化) 風にころがるTシャツ展実行委員会代表(令和3年度)
11. 委員 渡邊 澄人 関係行政機関の職員 大洗町まちづくり推進課長(令和3年度)
11. 委員 海老澤 督 関係行政機関の職員 大洗町まちづくり推進課長(令和4・5年度)

第1章 計画策定の沿革・目的

12. 委員 長谷川 満 関係行政機関の職員 大洗町商工観光課長

13. 委員 松本 将良 関係行政機関の職員 大洗町立第一中学校長

指導助言者

1. 浅野 啓介 文化庁文化財第二課史跡部門調査官
2. 松本 直人 茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐 (令和3年度)
2. 齋藤 貴史 茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐 (令和4・5年度)
3. 舟橋 理 茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事 (令和3・4年度)
3. 栗原 悠 茨城県教育庁総務企画部文化課主任文化財主事 (令和5年度)

事務局

1. 長谷川 馨 大洗町教育委員会教育長
2. 深作 和利 大洗町教育委員会生涯学習課長 (令和3・4年度)
2. 磯崎 宗久 大洗町教育委員会生涯学習課長 (令和5年度)
3. 蓼沼香未由 大洗町教育委員会生涯学習課 埋蔵文化財係長 (令和3年度)
大洗町教育委員会生涯学習課 文化財係長 (令和4・5年度)
4. 鴨志田峻矢 大洗町教育委員会生涯学習課 埋蔵文化財係主事(令和3年度)
4. 栗原 敬太 大洗町教育委員会生涯学習課 文化財係主任 (令和4・5年度)

令和3年10月25日開催した、令和3年10月定例教育委員会に提出された、議案第19号「磯浜古墳群保存活用計画の策定について」において、大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例第1条の規定に従い、史跡磯浜古墳群の本質的な価値及びその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図る磯浜古墳群保存活用計画を策定するため、同第2条の規定による計画の基本的事項及び素案策定に関する事項等について、調査、研究、及び審議を行う大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会を、令和3年11月25日～以降、令和3年度から同5年度の期間設置し、諮問することが決まった。

全5回開催の委員会の審議経過等の概要は、下記の通りである。

令和3年度

令和3年11月25日 第1回委員会

- ・委員長・副委員長の互選
- ・「計画策定の沿革・目的」の調査、研究、及び審議

令和4年3月16日 第2回委員会

- ・「史跡の概要」の調査、研究、及び審議
- ・「史跡の本質的価値」の調査、研究、及び審議

- ・「史跡の現状・課題」の審議
- ・第1回委員会内容の修正確認

令和4年度

令和4年11月14日 第3回委員会

- ・「史跡の本質的価値」の再検討
- ・「史跡の大綱・基本方針」の調査、研究、及び審議
- ・「史跡の保存(保存管理)」の調査、研究、及び審議
- ・第1・2回委員会内容の修正確認



第1回委員会（現地視察）



第1回委員会（協議）



第2回委員会



第3回委員会



第4回委員会



第5回委員会

写真1-1 磯浜古墳群保存活用計画策定委員会開催状況

令和5年3月22日 第4回委員会

- ・「史跡の本質的価値」の再検討
- ・「史跡の大綱・基本方針」の再検討
- ・「史跡の保存（保存管理）」の再検討
- ・「史跡の活用」の調査、研究、及び審議
- ・「史跡の整備」の調査、研究、及び審議
- ・「運営・体制の整備」の調査、研究、及び審議
- ・第1～3回委員会内容の修正確認

令和5年度

令和5年6月29日 第5回委員会

- ・第1～4回委員会内容の修正
- ・保存活用計画原案の審議、最終確認

令和5年8月10日～9月10日 保存活用計画のパブリック・コメント

第6節 他の計画との関係

磯浜古墳群は、文化財保護法第2条、文化財体系の中で、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」と規定された記念物に該当し、その中でも重要なものとして、国の指定を受けた史跡に該当する。茨城県内にはこの国指定の史跡が全部で33件あり、令和2年5月に策定された『茨城県文化財保存活用大綱』の中でも、最も新しく指定された史跡として磯浜古墳群が掲載されている。

国の法律や県の大綱の他に、基礎自治体である大洗町を範囲とした歴史、文化、伝統に関する記述のある計画は多数存在する。磯浜古墳群に関連する計画を表1-1に示す。

その中で、上位計画である「第6次大洗町総合計画」を含む、「大洗町景観計画」、「ひたちなか大洗リゾート構想」、「第2次大洗町環境基本計画」、「大洗町都市計画マスタープラン」において、磯浜古墳群に関する記述が掲載されている。本計画の位置づけは図1-2のフローの通りである。

以下では、該当部分を抜粋すると共に、計画の概要と触れられた部分を解説する。

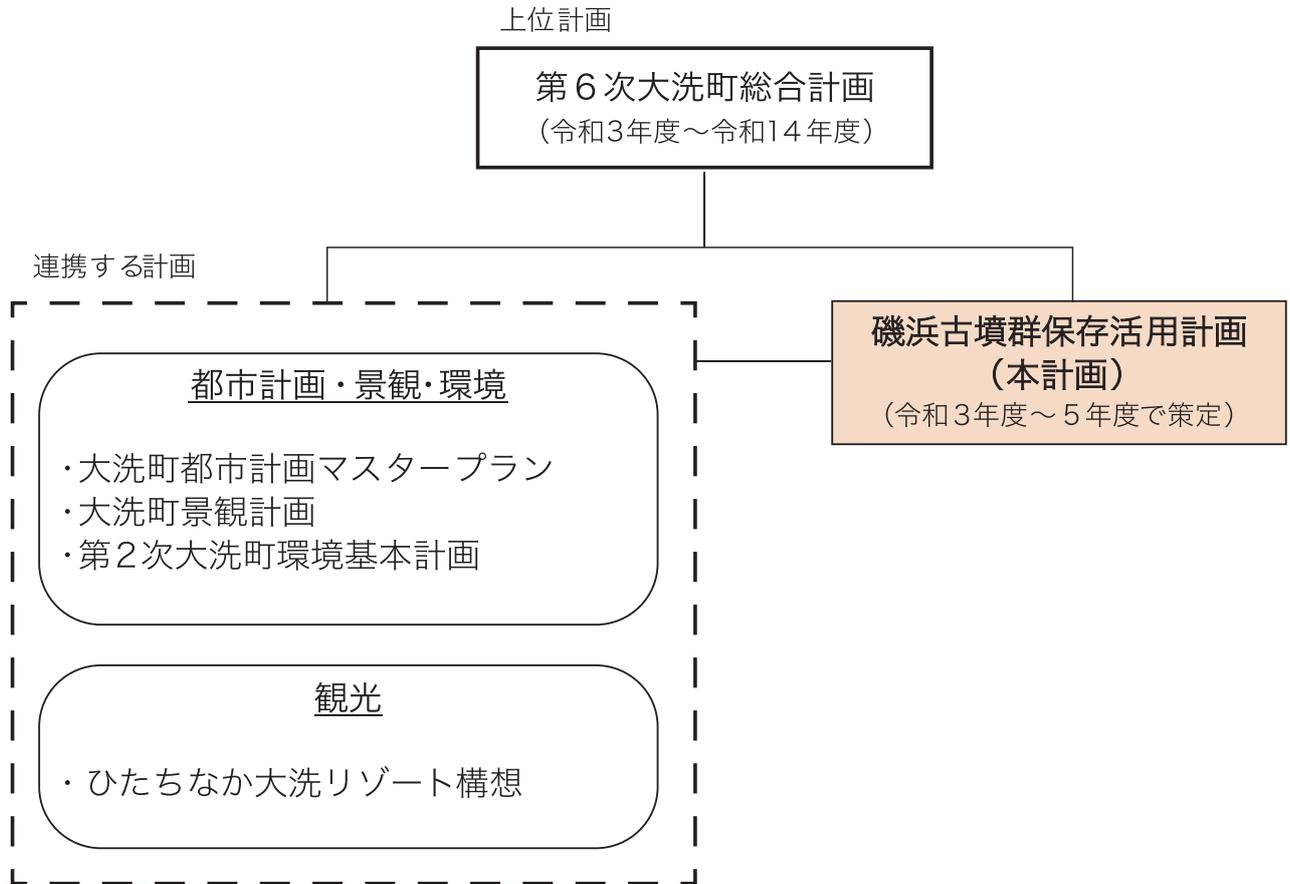


図1-2 本計画の位置づけ

第1章 計画策定の沿革・目的

	掲載	名称 (主管)	策定年度 (計画期間)	計画内容	磯浜古墳群に関連する内容
上位計画	○	第6次 大洗町総合計画 (まちづくり推進課)	令和3年9月策定 (令和3年度 ～令和14年度)	大洗町の最上位計画。人口減少問題などの情勢を踏まえながら、地域資源や特徴、培われてきた歴史や文化に更に磨きをかけ、SDGsにおける持続可能で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた施策の指針を示している。	古墳群の整備、国指定数量増、案内機能の充実、シビックプライドの醸成
	○	大洗町景観計画 (都市建設課)	平成27年12月策定	景観計画の対象区域、良好な景観を形成していくための方針、建築等行為の制限に関する事項などを定め、大洗町内のそれぞれの景観特性に応じた景観誘導を図ることを目的としている。	磯浜古墳群の眺望景観としての資源、景観の保全、アクセス向上
連携する計画		第2期 教育振興基本計画 (学校教育課)	平成29年3月策定 (平成29年度 ～令和元年度)	改正教育基本法の趣旨や東日本大震災をはじめとする社会状況、子どもたちを取り巻く環境の変化を勘案し、将来の町のリーダーや地域を支えていく人材を育てるべく、「教育立町」をめざす大洗町の教育に係る施策を一層力強く推進するため、より具体的な施策体系に組み直し、各施策内容の深化・具体化・補完を図る。	地域の歴史に親しむ教育の場として活用
		大洗町観光振興計画 (商工観光課)	平成31年3月策定 (令和元年度～令和10年度)	発展的持続可能なまちづくりを推進するため、より多様なニーズに的確に対応し、大洗町の宝である「海」の恵を中心にあらゆる資源を活用し、観光振興を核としたまちづくりを目指す。	歴史文化、地域資源を活かした観光、自然・歴史・文化について町民の理解と誇りや愛着の醸成、歴史文化の掘り起こしと学習機会の創出
	○	第2次大洗町 環境基本計画 (生活環境課)	平成31年3月策定 (令和元年度 ～令和10年度)	大洗町の環境問題を考慮し、環境の保全及び創造に関する取組みを積極的に促進するために策定された計画である。	磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全、自然環境に配慮した整備、多様な樹木(車塚古墳のスタジイなど)の一体的な保全
	○	ひたちなか大洗 リゾート構想 (茨城県地域振興課)	平成31年3月策定 (令和元年度～)	ひたちなか大洗両地域の豊かな観光資源を一体的に結びつけるビジョンを地元自治体や関係団体と共有し、地域の魅力向上や活性化、一層の観光誘客を図ることを目的としている。	海の眺望を活かした古墳群の整備
	○	大洗町都市計画 マスタープラン (都市計画課)	令和元年6月改訂 (平成30年度 ～令和20年度)	大洗町がより住みやすいまちとなるよう、現在のまちの状況やまちづくりの課題、住民の意見を反映して、20年後のまちの具体的な都市づくりの目標を設定している。	磯浜古墳群を結ぶ散策路の整備、誘導・案内サインの整備、大洗の風土を感じさせる空間の形成、海や中心市街地、田園集落を一望できる眺望スポットとして整備
		大洗町子ども・子育て支援事業計画 (こども課)	令和2年3月策定 (令和2年度 ～令和6年度)	「第1期大洗町子ども・子育て支援事業計画」における成果と課題を検証・分析し、引き続き、子ども子育て支援制度を踏まえながら、子育て施策を推進している。	地域の郷土伝統の伝承

表1-1 大洗町関連計画一覧(策定時期順)

1. 上位計画

1-1. 『第6次大洗町総合計画』（令和3年9月策定、大洗町まちづくり推進課）

町政運営の最上位計画として、人口減少問題などの情勢を踏まえながら、地域資源や特徴、培われてきた歴史や文化に更に磨きをかけ、SDGs持続可能で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた施策の指針として策定したものの。

アンケート調査からは「風土や歴史、地域資源を活かした生涯学習の取り組み」に対する課題が浮かび上がっている。この課題を解決するべく、「政策4 大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり」の中に、郷土に存在する歴史資源を調査・保存し未来に継承したり、郷土教育や観光資源として活用する意義を住民で共有したりする姿を目指す「施策4-5 歴史資源の保存と活用」を位置づけている。

施策の内容ごとの取り組みと方向性は、大洗遺産の認定や文化財保存活用地域計画の策定なども含む4つの柱(4-5-1～4-5-4)に分かれるが、ここでは磯浜古墳群に関連する「4-5-1 史跡磯浜古墳群の整備【重点】」中心に抽出する。

史跡磯浜古墳群については、町の計画が未整備であり、公有化や公園整備などに向けた、史跡保存活用計画の策定が求められています。」と現状における課題を浮き彫りにした上で、重点取り組み指標（KPI）の中に、令和6年度までに計画を策定するものとした。また、「施策の内容ごとの取り組みと方向性」には、「史跡保存活用計画の策定」を示すと共に、「文化庁補助金『町内遺跡埋蔵文化財事業』を利用した磯浜古墳群の追加指定」を位置づけ、磯浜古墳群の国指定数量は、現在の日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳の3基指定の状態から、坊主山古墳1基を含めた4基指定に、まちづくり目標値（KGI）を定めている。

この目標値は重点的に取り組むべき施策で予算が優先配分される総合戦略の「パッケージ⑤ 歴史文化を中心とした人の流れの創出」や「基本目標2 人を惹きつけ、多様な人材が活躍する地域づくりを実現する」として位置づけられており、例えば「風格ある文化資源を活かした魅力づくり」や「本町が有する地域資源を活用した多様な世代・属性へのプロモーションを促進」することで、「関係人口や交流人口の増加を図るとともに、大洗町民としてのシビックプライドの醸成」へ繋げていく考えである。

その過程で整備へ向けた機運の醸成を図ることとし、例えばサインシステムの整備やマップの作成や情報発信など、案内機能の充実などを通して実現していくものである。

政策4 大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり

施策4-5

歴史資源の保存と活用

目指す姿

郷土に存在する歴史資源を調査・保存し未来に継承
郷土教育や観光資源として活用する意義を住民で共有

まちづくり 目標値 [KGI]

磯浜古墳群の国指定数量

3基 (日下ヶ塚・車塚・姫塚古墳) ⇒ 4基 (+坊主山古墳)

施策	重点取り組み指標 [KPI]	現状値 (令和2)	目標値 (令和6)
4-5-1	史跡磯浜古墳群保存活用計画の策定	未策定	策定
4-5-2	大洗遺産の認定	1件	2件
	大洗遺産「磯節」の広報	2件/年	4件/年
4-5-4	企画展・特別展入館者数	2,287人/年 (令和元年度)	2,600人/年
	博物館入館者数	4,745人/年	8,000人/年

施策分野における課題

- ▷ 史跡磯浜古墳群については、町の計画が未整備であり、公有化や公園整備などに向けた、史跡保存活用計画の策定が求められています。
- ▷ 大洗遺産については有形・無形の文化財をストーリーとして継承・情報発信するための方策となっていますが、更なる仕組みの有効活用が求められています。
- ▷ 文化財の把握が断片的で、体系的に調査を実施して実態を把握することが求められています。
- ▷ 企画展・特別展を年1回開催していますが、興味関心を持ってもらいやすい展示の実施と博物館を知ってもらう効果的な情報発信が課題となっています。

施策の内容ごとの取り組みと方向性

4-5-1	史跡磯浜古墳群の整備	【重点】
▷	史跡保存活用計画の策定や文化庁補助金『町内遺跡埋蔵文化財事業』を利用した磯浜古墳群の追加指定、整備に向けた機運の醸成を図ります。	
▷	サインシステムの整備・マップの作成や情報発信など、案内機能の充実を図ります。	

図1-3 歴史資源の保存と活用 (出典：『第6次大洗町総合計画』に加筆)

2. 連携する計画

2-1. 『大洗町景観計画』（平成27年12月策定、大洗町都市建設課）

大洗町は、太平洋や涸沼の美しい景色や特徴的な眺望を有しており、このような景観資源を保全・活用する取り組みを進めている。平成24年3月に景観行政団体となり、景観計画の対象となる区域や、良好な景観を形成していくための方針、建築等の行為の制限に関する事項などを定め、個別の景観特性に応じた景観の誘導を図ることとなった。

市街地景観ゾーンに帰属する磯浜古墳群は、歴史的資源としてばかりではなく、高台から海や山々を眺めるビュースポットとしての景観特性を持つ。この高台からの眺めに関する課題として、地元の人々が楽しむだけではなく、おもてなし資源として活かす工夫が必要と指摘された。眺望景観の魅力を最大化するため、眺めを楽しめる視点場の整備とともに、周辺景観の保全や案内などのアクセスの向上、景観資源の見方や価値等に関する情報提供を行う景観形成方針が示された。

また、市街地景観ゾーンの景観形成基準は下記の表1-2のとおりである。

項目	基準内容
位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共の場所に面した部分は、壁面後退やオープンスペースの確保等により、街並みに開放性やゆとりを持たせる。 道路等の公共の場所からのマリンタワー等のシンボルの見え方に配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さや規模は、街並みとの連続性や一体感を創出するように努める。 大洗町特有の海の眺めや路地空間を活かすよう工夫する。 道路等の公共の場所に面する外壁の意匠は、単調にならないよう工夫し、特に低層部は街並みとの連続性に配慮する。 外壁、屋上等に設ける設備は、道路から目立たない位置にするか、目隠しする等して、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮する。
外構	<ul style="list-style-type: none"> 交差点部などは、街角広場やベンチ等により、人々が集える空間づくりに努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場は、建築物本体や周辺との一体性に配慮するとともに、沿道には植栽等を施し、潤いあるオープンスペースとする。 駐車場、自動販売機、ゴミ集積所等を設ける場合には、建築物や周辺の街並みとの調和に配慮する。 照明設備は、過剰な演出は避け、夜間景観に有効となるよう配慮する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和や地域風土に馴染む材料を使用する。 経年変化による退色、損傷、汚れにくい材料を選択し、景観を維持しやすいよう配慮し、海岸沿いでは塩害による腐食等にも配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根等の外観の多くを占める色彩（基調色）は、彩度の高い色は避ける。（「マンセル表色系」彩度4以下） アクセントカラー（強調色）を使用する場合は各立面の1/5程度までとし、周辺景観や街並みを乱さないよう慎重に用いる。（材料本来の素材色をできるだけ用いる）
工作物の建設	<ul style="list-style-type: none"> 景勝地や景観シンボルの眺望を著しく阻害することがないように配慮する。 工作物の用途に応じて、形態意匠を工夫する。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 伐採は必要最小限に抑える。 道路等の公共の場所や景勝地に隣接する場所は、出来る限り既存樹木の保存、移植に努め、行為中や行為後の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。

表1-2 市街地景観ゾーン景観形成基準

（出典：『大洗町景観ガイドライン』より主な内容を抜粋）

■市街地景観ゾーン

【景観特性】

- ・低地部には昔ながらの商業と住宅、水産加工施設や民宿等が混在し密集する街並みが形成され、古い建物の佇まいや路地空間が、海のまちの懐かしい暮らしの風景を残しています。
- ・内陸の丘陵地には、比較的新しい住宅地が形成されています。県道水戸鉾田佐原線沿いは沿道サービス施設が立地し、五反田地区の一部には工場等が混在しています。
- ・住宅地に隣接して古墳があり、歴史的資源としてだけでなく、高台から海や山々を眺めるビュースポットとなっています。
- ・駅西側の桜道地区は、涸沼川沿いの低層住宅地で、釣り舟の浮かぶ涸沼川の風景を楽しめます。



商住が混在する街並み



沿道サービス施設の立地

【景観形成の課題】

- 低地部は、懐かしい暮らしの風景を活かしつつ、津波等の防災面での配慮が必要となっています。近年は、治安や環境美化の点から、空き家等の増加も課題となっています。
- 内陸の丘陵地は、観光拠点への入り口ともなる県道水戸鉾田佐原線沿いの沿道サービス施設の景観誘導や、一部に集積する工場と住宅地との調和が課題となっています。
- 高台の眺めは、地元の人が楽しむだけでなく、おもてなし資源として活かす工夫が必要です。
- 駅西側の桜道地区は、涸沼川沿いの眺めを楽しめる桜道公園を活かす工夫が必要です。

【景観形成方針】

海辺の暮らしの営みと緑、眺めが調和する市街地景観づくり

- 低地部の商住が複合する地区については、防災面に配慮した適正な土地利用の誘導や空き家対策に取り組む一方、周辺の街並みとの調和や、路地空間・海の眺め等に配慮し、大洗町の特性を活かした街並み形成を図ります。
- 高台については、閑静な住宅地環境を保全するため、生け垣や植栽を推進し、緑豊かな景観形成を図ります。住宅地に隣接する工場等の施設については、周辺景観への配慮や植栽等を推進し、住環境の保全を図ります。県道水戸鉾田佐原線沿いについては、観光拠点への入り口として良好な沿道景観を形成するため、植栽・花壇の推進や、広告・看板の大きさや色彩などの誘導を図ります。
- 車塚古墳・日下ヶ塚古墳周辺をはじめとする高台の中でも眺めの良い場所については、海と街並み、山並みといった眺めを楽しめる視点場の整備とともに、周辺景観の保全や案内などのアクセス向上を図ります。
- 桜道公園周辺は、涸沼川沿いの景観の保全とともに、大洗駅からの歩行者ネットワークを強化し、水辺に親しむ空間づくりを図ります。

図1-4 景観特性・景観形成方針（出典：『大洗町景観計画』に加筆）

◆大洗町景観計画◆

■シンボル景観・眺望景観

【景観特性】

- ・町民に対するアンケート調査によると、神磯の鳥居、大洗磯前神社、大鳥居等の歴史・文化的な構造物と、大洗港・フェリーターミナルや大洗マリンタワーといった人工的な構造物が、「大洗町らしい景観」として上位にあげられています。
- ・眺望景観については、台地際から眺める街並みと海や川等の水辺との調和、時間の変化による風景（朝日、夕日、夜景）などがあげられています。



大洗町らしい景観（シンボル景観）	
a	神磯の鳥居
b	大洗磯前神社
c	大鳥居
d	大洗港・フェリーターミナル
e	大洗マリンタワー
f	海門橋

眺めの良い場所（眺望景観）	
1	大洗磯前神社
2	国道51号
3	松川漁港
4	大洗南中学校
5	アクアワールド大洗
6	平太郎浜
7	かんぼの宿大洗
8	大洗マリンタワー
9	桜道公園
10	大洗海岸
11	巖船の夕照
12	大洗サンビーチ
13	車塚・日下ヶ塚周辺
14	湊沼
15	県道大洗友部線（松川バイパス）
16	海門橋
17	東光台周辺
18	大洗小学校
19	大洗海岸病院
20	山場平住宅付近

【景観形成の課題】

- シンボル景観については、多くの人が大洗町の象徴と感じており、観光資源としても重要となっていることから、今後も、これらの景観を維持するための方策が必要です。
- 眺望景観については、町民自慢の風景ではあるものの、来訪者に対してはあまりPRされておらず、多くの場合アクセスすることも困難であることから、今後は景観資源としての活用方策が必要です。

【景観形成方針】

大洗町の良さをPRするシンボル景観・眺望景観の保全と活用

- 大洗町らしいシンボル景観や眺望景観等、大洗町を象徴する景観資源については、個々の景観資源が有する価値の維持・保全を図ります。
- 大洗町らしいシンボル景観や眺望景観等の魅力を最大化するため、当該景観を眺める「視点場」の整備を図るとともに、景観資源の見方や価値等に関する情報提供を行います。

図1-5 シンボル景観・眺望景観（出典：『大洗町景観計画』に加筆）

◆第3章 良好な景観形成に関する基本方針◆

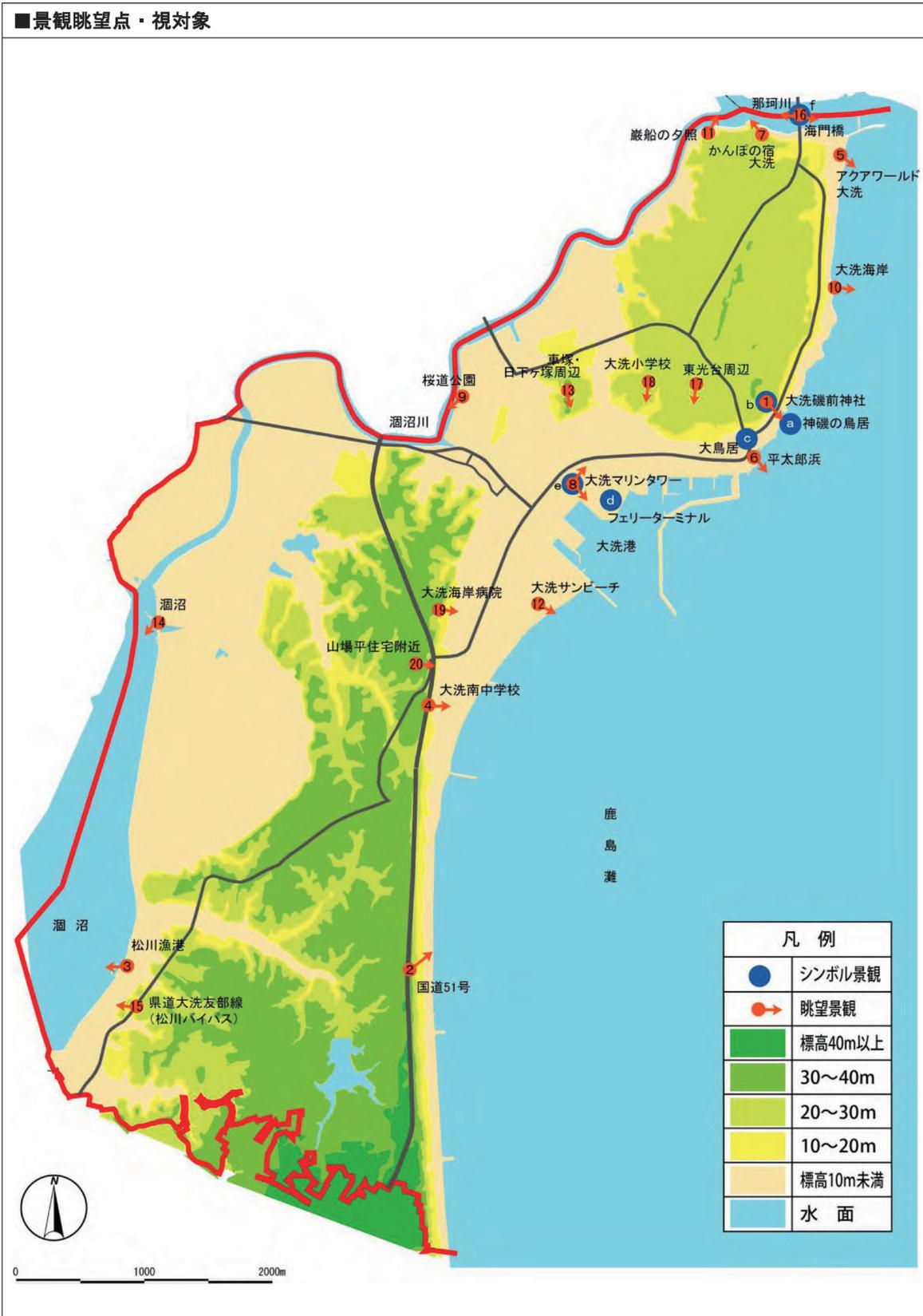


図1-6 景観眺望点・視対象 (出典:『大洗町景観計画』に加筆)

2-2. 『ひたちなか大洗リゾート構想』（平成31年3月策定、茨城県地域振興課）

豊富な観光資源を持ち、茨城県を代表する観光地である、ひたちなか大洗両地域において、観光資源のレベルアップや新規開発、景観形成、雇用創出などを一体的に磨き上げることにより、地域の魅力向上や活性化、一層の観光誘客を図る目的で策定された。茨城県・ひたちなか市・大洗町、および両観光協会・両商工会議所商工会間で連携協定を締結。

共通する海と結ぶ5つのキーワード（宿泊・飲食、スポーツ、音楽・アニメ、歴史文化、アクセス）を切り口とし、海×歴史文化では、時代を超えたいろどりとして、4つの柱の内の一つとして「古墳群の整備」が位置付けられている。

④ 海×歴史文化

時代を超えたいろどり

- ・大洗海岸通りを和の街並みへ修景
 - ・神磯，温泉，日の出，観月等の情報発信
 - ・平磯白亜紀層の活用
 - ・古墳群の整備
- 等



図1-7 ひたちなか大洗リゾート構想（出典：『ひたちなか大洗リゾート構想』に加筆）

2-3. 『第2次大洗町環境基本計画』（平成31年3月策定、大洗町生活環境課）

大洗町における環境問題を考慮し、環境保全の取り組みを一層促進するために策定した計画である。この計画に基づき、大洗町は町民、事業者、滞在者と協働・連携しながら、環境の保全、及び創造に関する取り組みを積極的に推進する。

地域の環境の現状評価の中には、「遺跡や建物など、歴史を感じる文化財などが残っている」と回答した人が38.8%と、残っていない25.2%、よく分からない33.8%を超えており、遺跡の存在が一定程度認識されているものと思われる。また町民の抱く環境面の将来像として、「神社や寺、遺跡など（中略）

を大切に引き継いでいくまち」が30.2%と、社寺に加え遺跡を継承するまちづくりに一定程度の期待感を持つことが予想される。

さらに、環境の課題として、「磯浜古墳群など自然の中の文化財は、自然環境に配慮しながら整備していくことが必要」とされ、町民アンケートの結果からも「自然環境を保全する上でも、(地域の)歴史や文化にふれあう場を創出していくことが必要」とされた。

その上で、「磯浜古墳群など自然の中にある文化財等を保全」し、町民や事業者はそれに協力することがうたわれている。

② 磯浜古墳群

磯浜町にある磯浜古墳群は、文化的価値のみならず、多様な樹木の生育地として貴重な場所となっています。

車塚古墳には、元々生育する、スダジイの木を中心とする照葉樹の森が茂っており、古墳と一体化した鎮守の森として今後も守っていく必要があります。

古墳群には、戦後になって侵入したモウソウチクの繁殖力が強く、古墳全体を覆ってしまうため、刈払いにより除去しています。



磯浜古墳群

- | | |
|----------|-----------|
| ひさげつか | くるまづかこふん |
| ● 日下ヶ塚古墳 | ● 車塚古墳 |
| ひめづか | ぼちやのやまこふん |
| ● 姫塚古墳 | ● 坊主山古墳 |

③ 磯浜海防陣屋跡

海防とは、異国の船が沿岸に接近したり、異人が上陸したりするのを防ごうとする考え方のことで、海防陣屋とは、江戸時代天保年間に造られた海防目的の施設です。近接する日下ヶ塚古墳の墳丘を含めて海防陣屋として利用していたものと考えられます。

町では、海防陣屋の重要性を認識し、2002年の発見以来、シノタケの除草など草木の整備を行い、当時の眺望を回復しました。



海防陣屋からの眺め

図1-8 環境基本計画(1) (出典:『第2次大洗町環境基本計画』)

1.2 大洗の自然・歴史・文化とふれ合い、守り伝えよう

環境施策	町の取組
①自然を活かした公園等の保全	○大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備・維持管理を推進します。
	○大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かした、町民や観光客が親しめる空間を創出していきます。
②文化遺産の保護・保全	○文化遺産を広く紹介し、文化財保護に関する啓発を強化します。
	○文化財の調査、保存を推進します。
	○文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の紹介などにより、大洗町の自然・歴史・文化に親しむ機会の拡充を図ります。
	○磯浜古墳群など自然の中にある文化財等を保全します。
③自然・歴史・文化の活用	○伝統行事を保存・継承していくため、後継者を育成します。
	○ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について町民とともに検討し、取り組んでいきます。
	○自然環境や文化財を活かした観光やまちづくりを推進し、自然や文化に親しむ機会を提供します。
	○観光客に自然保護や環境保全への理解を深めてもらうため、大洗町の自然・歴史・文化を地域ぐるみで伝えるエコツーリズムを推進します。
	○農水産物を活かした観光や、食育につながる農水産業の取組を推進します。

●町民の取組●

① 自然を活かした公園等の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備、維持管理に協力します。 ・大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間を大切にします。
② 文化遺産の保護・保全
<ul style="list-style-type: none"> ・大洗町の史跡や天然記念物などの知識を深め、貴重な文化財を大切にします。 ・文化財の調査や保存に協力します。 ・磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全に協力します。 ・伝統行事を保存し継承していくため、後継者の育成に協力します。

図1-9 環境基本計画（2）（出典：『第2次大洗町環境基本計画』に加筆）

この中で、大洗町北部地域（磯浜町～大貫町）の令和20年度までの整備方針の中に、磯浜古墳群が掲載されている。道路・交通の方針として「車塚古墳や日下ヶ塚古墳を結ぶ散策路の整備」が上げられ、景観の方針として「車塚古墳や日下ヶ塚古墳は、誘導サインの設置や案内サインの改善などによりネットワーク化を図り、風土記の丘として、大洗の風土を感じさせる空間を形成します。また、高台から、

◆地域の憩いの場となる景観づくり

○大洗駅と桜道公園を結ぶアクセス路は、桜を基調に統一されたまちなみ空間を形成します。

○車塚古墳や日下ヶ塚古墳は、誘導サインの設置や案内サインの改善などによりネットワーク化を図り、風土記の丘として、大洗の風土を感じさせる空間を形成します。また、高台から、海や中心市街地に加え遠方の田園集落を一望できる眺望スポットの整備を推進します。

○路地空間を活用し、趣ある漁村景観の形成を図ります。

○夏海大洗線は海岸線の美しい景観を演出する松林の保全に努めます。

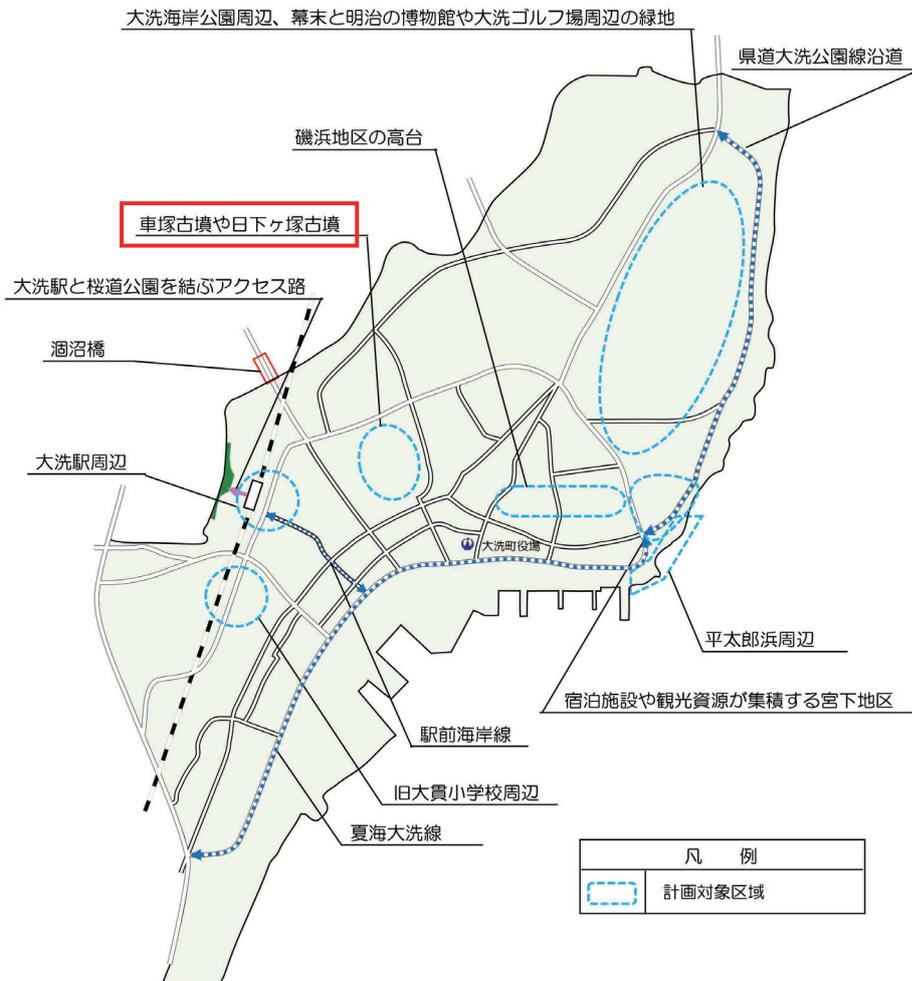


図1-11 景観方針（出典：『大洗町都市計画マスタープラン』に加筆）

海や中心市街地に加え遠方の田園集落を一望にできる眺望スポットの整備を推進します。」とされている。

第7節 計画の実施

本計画は、令和5年度(2024年3月1日)より発効し、計画期間は令和19年度までとする。

今後の追加指定や土地の公有化、史跡整備・活用等の進捗状況、その他不測の事態を考慮し、必要に応じて計画は見直しを行うものとする。